主

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人長戸路政行の上告理由について。

原判決は、本件公正証書は、被上告人を代理する権限のない沈聖求が被上告人の 代理人として公証人にその作成を嘱託し、かつ、執行受諾の意思表示をして作成さ れたものであることを認定しており、右認定は挙示の証拠関係に照らして是認でき なくはない。

そうすると、上告人は、本件不動産を競落しても、右不動産の所有権を取得して いないものというべきである。原判決の判断は正当であつて、諭旨は採用すること ができない。

よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官 田 中 二 郎

裁判官	関		根	小	郷
裁判官	天		野	武	_
裁判官	坂		本	吉	勝
裁判官	Ί.	里	П	清	雄